

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから給付金が支払われます!

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことをご了承ください。



学校の管理下って？

1

授業中（保育中を含む）

例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など



2

学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など



3

休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

例 始業前、業間休み、昼休み、放課後



4

通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中



5

その他

寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

1



授業中にはさみで指を切る

2



遠足で虫に刺される

3



休憩時間に鉄棒から落下

4



通学中に自転車で転倒

5



休憩時間に階段から滑って転倒

6



部活動中の熱中症

7



学校給食などによる食中毒

8



部活動試合中の転倒

障 害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死 亡

学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。



保護者の皆様へ

糸満市立米須小学校

学校諸費用を口座振替でお支払いいただくため、口座のご登録をお願いいたします。

A WEBから登録 琉球銀行・沖縄銀行のみご利用可

印鑑不要！ 銀行へ出向く必要ナシ！ スマートフォン等より登録可能！

①QRコードを読み取ります。
又はURLよりお進みください。



②受付画面に遷移します。
「利用規約」をご確認のうえ、
「同意する」をクリックします。

〇〇市立〇〇学校
ご利用時の注意点
.....
 同意する

③生徒情報を入力してください。

生徒名(漢字)	必須	<input type="text"/>
生徒名カナ	必須	<input type="text"/>
学年	必須	<input type="text"/>
クラス		<input type="text"/>
番号		<input type="text"/>
性別	必須	<input type="text"/>
保護者氏名	必須	<input type="text"/>
連絡先(携帯可)	必須	<input type="text"/>

糸満市立米須小学校

<https://wks.ryucom.co.jp/widescl/reg/tenQf9-o4wIX2hMOG7PWYw==>

④金融機関をお選びください。

●ご利用になる金融機関

琉球銀行

沖縄銀行

⑤各金融機関のWebサイトに遷移しますので、金融機関の指示に従い必要情報の入力をお願いいたします。



【入力情報】
・口座情報 ・生年月日
・暗証番号 等

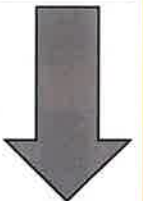
※暗証番号は本人確認の為に必要です。(印鑑は不要)
※暗証番号や生年月日等は学校では確認できません。

⑥次のメッセージが表示がされたら完了です。

金融機関での登録が正常に終了しました。

⑦【学校へ提出】を記入のうえ、提出してください。

※ 登録情報は学校側にて確認完了後反映されます。



※この画面以降は各金融機関Webサイトにて利用者認証のもと、お手続きができます。

【学校へ提出】 クラス・番号はわかる場合にご記入ください。切り離さずにご提出をお願いします。

年 組 番 生徒名

Web口座振替受付サービスにて右記金融機関口座の登録が完了しました。 琉球銀行 沖縄銀行
※この用紙を提出する場合は、口座振替依頼書の提出は不要です。 (どちらかに✓をお願いします。)

B 口座振替依頼書で登録

- ① 「WEBから登録」を希望しない方
- ② エラー等によりWEB登録ができなかった方
- ③ 琉球銀行、沖縄銀行以外の金融機関をご希望の方

別紙、口座振替依頼書に必要事項をご記入・捺印のうえ、金融機関窓口にて受付し学校へご提出ください。

この用紙は切り離してご利用ください。

【記入例】 黒いボールペンで強くご記入ください。(鉛筆、消せるボールペン不可) 振替日：10日

様式第2号-1

学校校納金等口座振替依頼書

兼自動払込利用申込書(㊤・㊥)



銀行・金庫・農業協同組合 御中

年 月 日

糸満市立米須小学校

収納企業名：(株)リウコム

料金等の種類：校納金等

どちらか一方に○印

	学校コード 5 4 0 1 7 0	学年 1	男.1 女.2	クラス 2	番号 3
フリガナ	リュウキュウ イチタロウ				
生徒名 (漢字)	大きくはっきり記入してください 琉球一太郎				
保護者氏名	琉球 一郎		連絡先(携帯可) 111-222-3333		

私が上記学校に納入すべき諸会費を下記の指定預金口座から口座振替によって納入することにしたので、お届けします。

左づめで、姓と名は一文字あける。濁点、半濁音は一字とする。(カタカナ)

ゆうちょ銀行以外 どちらか一方にご記入ください	フリガナ	リュウキュウ イチロウ				お届け印
	名義人	琉球 一郎				
	金融機関名等	<input checked="" type="checkbox"/> 琉球銀行 (0187)	<input type="checkbox"/> 沖縄銀行 (0188)	<input type="checkbox"/> 沖縄海邦銀行 (0596)	〇〇 支店	
	金融機関コード	<input type="checkbox"/> コザ信用金庫 (1996)	<input type="checkbox"/> 沖縄県労働金庫 (2997)	<input type="checkbox"/> 沖縄県農協 (9375)		
	店番号	1 2 3	預金種目 1. 普通	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	

金融機関お届け印をお使いください

左づめで、姓と名は一文字あける。濁点、半濁音は一字とする。(カタカナ)

右づめでご記入ください。

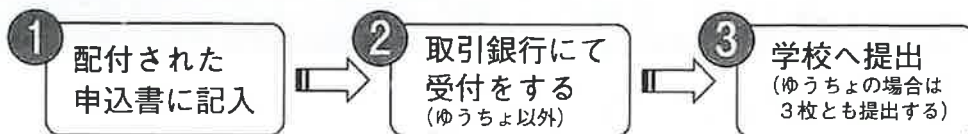
ゆうちょ どちらか一方にご記入ください	フリガナ	リュウキュウ イチロウ				お届け印
	名義人	琉球 一郎				
	種目コード	契約種別コード	通帳記号(5桁)	6桁目がある場合※欄に記入	通帳番号(右づめでご記入ください)	
	1 6 6	3 0	1 7 7 7 0	*	1 2 3 4 5 6 7 1	

＜ゆうちょ銀行をご指定された保護者様へ＞

記入内容に間違いがあった場合や、お届け印と相違していた場合は

再度お手続きが必要となります。間違いの無いようご確認をお願いします。

《手続きの流れ》



※ 必ず取引銀行にて「受付印」をもらってください。もれている場合は返却致します。

※ ゆうちょ銀行利用の場合はそのまま3枚とも学校へ提出してください。

～小学校入学前に予防接種を済ませましょう

**MRワクチンは受けましたか？
3月31日までが期限です**

小学校入学前に



全額公費負担（無料）

（はしか風しん混合ワクチン）

■ MR予防接種・2期

【小学校入学前の1年間】

■ 日本脳炎予防接種

7歳6か月の前日まで
1・2回目・追加の3回接種

■ 四種混合予防接種

7歳6か月の前日まで
1・2・3回目・追加の4回接種

※期限を過ぎると全額自己負担となります。

早めに接種しましょう。

沖縄は観光地のため、常にはしか流行に備える必要があります

ワクチン接種だけが有効な予防法です

はしか(MR)予防接種を受けましょう



チェックン

↓↓ 予診票が見当たらない、どこで受けたいのかわからない、こんなときは↓↓

■ 糸満市役所 健康推進課 TEL : 098-840-8126

安心して学べる環境づくり

就学援助制度

シユウガク
エンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

1. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

- ①現在、生活保護を受給中の世帯 ②生活保護が停止、又は廃止になった世帯
③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ④激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる世帯

※新入学用品費(入学準備金)の入学前支給を受給した方についても、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

【参考】令和6年度の目安基準額 ※18歳以上の世帯員全員の収入額が対象となります。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	約165万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約240万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約280万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約300万円



※上記の総収入額はおよその目安としてください。家族構成や、家族の年齢等により収入額に変動がありますので、ご注意ください。
※家族構成には、別世帯であっても同居人であれば算定に含めます。

2. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状) ②保護者名義の預金通帳の写し、又はキャッシュカードの写し
③家賃証明書の写し(賃貸住宅に住んでいる方のみ。領収書、賃貸契約書、家賃引落口座通帳等の写し)
④令和7年度所得課税証明書(他市町村から令和7年1月2日以降に転入した方のみ)

！注意事項！

令和7年度の確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。配偶者の扶養に入り、確定申告を行っていない場合や、18歳以上の学生で未申告の場合も審査ができません。

申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。

※同居所で世帯分離している場合でも収入を確認します。



前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

3. 提出先

- 学校の事務室、又は糸満市教育委員会学校教育課へ提出。
- 小・中学校の両方にお子さんがいる保護者は、小学校の事務室にのみ提出。
- 郵送申請の場合は下記まで。当日消印有効。提出書類に不備がないか確認ください。
郵送先: 〒901-0392 糸満市潮崎町1-1 糸満市教育委員会 学校教育課

4. 申請の流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

5. 締切日・結果通知

※当初申請の期間内に申請された方のみ、4月に遡って援助いたします。

申請月	申請期限	申請結果の通知
当初申請	令和7年4月7日(月)～5月30日(金)	7月～8月
追加申請 (6月以降)	毎月末日〆切 最終締切日(予定):令和7年12月19日(金) ※生活保護開始となった方は令和7年3月末日まで	申請月の翌月

申請は
お早めに!



※審査結果(認定・認定不可)については、在籍している小中学校より文書でお知らせします。

6. 援助の内容

途中認定者(当初申請の期間外で申請された方)は、支給できる費目や支給額がわかります。

- ・生活保護の方は、修学旅行費のみ対象。
- ・糸満市立学校以外の学校へ通学している場合、給食費は対象外。

給食費	新入学用品費	学用品費	修学旅行費

- ・就学援助金は校納金をすべて援助することはできないため、校納金は確実に納めるようにしてください。
- ・入学前に新入学用品費(入学準備金)の支給を受けている場合は、新入学用品費の支給はありません。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 098-840-8165

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎 5階)

糸満市教育委員会から「保護者の皆様へ」協力願い

スマートフォンや携帯電話等の管理責任は 購入した「保護者」にあります

根拠法令：教育基本法第10条（家庭教育）1項

県青少年保護育成条例第18条の7（インターネットの利用に係る保護者の責務）

市内小中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています

糸満市の子供たちを守り、育てるために、
スマートフォン・携帯電話等の利用のルールとマナーについて
家庭でしっかりと話し合しましょう

- 1 携帯電話の持ち込みにより「発生し得る」トラブル
 - ・紛失や盗難、破損、取り違え等に伴う責任の所在に係る問題
- 2 携帯電話を使用することにより発生し得るトラブル
 - ・授業の妨げ、問題行動の助長（ネットいじめ、盗撮等）
 - ・マナー違反の増加（歩行中における携帯電話の使用等）
 - ・児童生徒のインターネットの使用時間増加による依存度の高まり

保護者ができる6つのポイント

- 1 家庭のルールを子どもと一緒に作しましょう
- 2 率先してマナーを守り、よい手本にないましょう
- 3 フィルタリングや時間管理等のペアレンタルコントロールで安全な利用環境を整えましょう
- 4 子どもの利用状況を確認しましょう
- 5 家庭で作ったルールが守られているか確認しましょう
- 6 保護者も学び、インターネット等の知識を深めましょう
 - ※フィルタリング…インターネットで閲覧できる内容を制限すること
 - ※ペアレンタルコントロール…情報通信機器の利用方法を保護者が監視・制限する取組のこと

【糸満市内小中学校の携帯電話の取扱い基本方針】

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについて原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情(例えば、登下校時の生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど)がある場合、以下の事項に留意した上、学校長の許可の下、例外的に持ち込みを認めることとする。
 - ① 学校長に対し携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請し、許可されれば例外的に持ち込みを認めることとする
 - ② 持ち込み許可が出た場合は、校内での使用を禁止し、登校後すぐに学校で預かり下校時に返却するなど学校での教育活動に支障がないようにすること
 - ③ 登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭と連携しつつ配慮すること
 - ④ フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること
 - ⑤ 学校は、家庭において携帯電話の危険性や使い方及びルールや約束事などを作成するよう促し、利用の状況を適切に把握し管理するよう、啓発活動に努めること
- ⑥ 携帯電話に関わるトラブル等が生起した場合、学校は、事実を確認し、必要に応じて関係機関等と連携を図り関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行うこと

市内小学校新入生保護者 様

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

学校給食費について（お知らせ）

日頃より、学校給食運営に対してご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市の給食費については、近年の物価高騰により昨年度に給食費を改定させて頂きました。学校給食の食材料は、みなさまから頂いている給食費で賄っております。なお、給食費の未納があった場合には、学校給食に影響を与えますので、納付期限内に収めて頂きますようお願い申し上げます。

今度とも給食の質の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

1.給食費の内容

	給食費月額	保護者負担額	市負担額
	(令和6年4月から)		(値上げ分)
小学校	5,000円	4,300円	700円
中学校	5,600円	4,800円	800円

2.給食費の一部補助

本市では、子育て支援の観点から、令和6年4月分より値上げ分については、国や県が掲げている「学校給食費無償化」が実現するまでの間は、公費で負担することとしております。このため、**令和6年度からの学校給食費の保護者負担額は、改定前の金額（小学校・4,300円/月、中学校：4,800円/月）です。**

